○国土交通省告示第五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

塩沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十四年国土交通省告示第七百五十四号で指定した第二号に掲げる土地の区域及び平成十九年国土交通省告示第百四号で指定した第三号に掲げる土地の区域を除く。）

群馬県利根郡みなかみ町小川字十二木

三五六六番一　一号から三号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

粕川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和十五年内務省告示第五百七十九号で指定した土地の区域及び昭和三十二年建設省告示第千百号で指定した土地の区域を除く。）

群馬県前橋市

苗ケ島町

二二一六番二　一号

二二一四番　二号から四号まで

二二一三番　五号

二二一二番　六号

二二一一番　七号

粕川町中之沢　五五七番一　八号及び九号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

室ノ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県高崎市箕郷町松之沢字中峯

五二六番　一号

五二九番　二号及び三号

五三一番一　四号及び五号

五一五番　六号

五一四番　七号から九号まで

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

入山沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県甘楽郡南牧村大字六車字明後平

甲一一三三番　一号及び七号

二一四八番　二号から四号まで

甲二一五二番　五号及び六号

○国土交通省告示第六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天神川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県山梨市大工字白水

二四七九番一　一号

二四七八番　二号

二四七六番　三号

二四七五番　四号及び五号

二四六〇番一　六号及び七号

二四五八番一　八号から十号まで

二四五六番一　十一号から十三号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

身延川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成二十年国土交通省告示第七百四十六号で指定した第四号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を昭和三十五年建設省告示第二千三百四十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南巨摩郡身延町身延字南谷

四一七五番　一号及び二号

四一七六番一　三号から六号まで

○国土交通省告示第七号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第三百十八号）附則第二条第二項の規定により、同条第一項に規定する旧水先区の水先人の免許に係る水先区を同項に規定する新水先区としたので、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経過措置に関する省令（平成十九年国土交通省令第七号）第四条により準用する水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月七日

国土交通大臣　前原　誠司

免許番号　氏名　新水先区とした年月日　水先区の名称

第一三四四号　髙杉　洋一　平成二十一年十二月十八日　東京湾水先区

第一五〇九号　井上　好雄　平成二十一年十二月十八日　東京湾水先区

第一五三六号　田村　和雄　平成二十一年十二月十八日　東京湾水先区

第一五三七号　橋谷　良三　平成二十一年十二月十八日　東京湾水先区

第一五三八号　永田　千明　平成二十一年十二月十八日　東京湾水先区

第一五三九号　戸澤　昭雄　平成二十一年十二月十八日　東京湾水先区

第一五四〇号　服部　博　平成二十一年十二月十八日　東京湾水先区

第一六六五号　北平　末廣　平成二十一年十二月十八日　東京湾水先区

第一二四二号　宇野　憲治　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一二四六号　大久保洋三　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一四五〇号　村井　五郎　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一四九一号　竹口　信和　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一五一八号　室塚　正樹　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一六八五号　佐尾　治作　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一七二五号　南方日出一　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一七二六号　森田　任紀　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一七二七号　木田　勤　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一七二八号　大石　勝文　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一七二九号　髙橋　俊郎　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一七三〇号　明　俊勝　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

第一七三一号　河野　俊央　平成二十一年十二月十八日　大阪湾水先区

○環境省告示第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第一項の規定に基づき、平成二十一年十二月二十一日付けで同項に規定する廃棄物処理センターとして次の法人を指定したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十二年一月七日

環境大臣　小沢　鋭仁

一　名称　財団法人鹿児島県環境整備公社

二　住所　鹿児島県鹿児島市鴨池新町十番一号

三　事務所の所在地　鹿児島県鹿児島市鴨池新町十番一号

○中国地方整備局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月七日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号